

横浜高速鉄道 ICカード乗車券取扱規則に関する特約の一部改定

新旧対照表

現行	改定（2024年4月1日）
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(モバイル IC 定期乗車券等の発売)</p> <p>第 10 条 旅客がモバイル PASMO 及び Apple Pay の PASMO に定期乗車券の購入を希望する場合は、株式会社パスモが定める所定の操作を旅客が自ら行い、購入に必要な事項等を入力のうち、旅客営業規則等に定める定期乗車券を発売する。なお、会員規約の定めによる会員登録、および定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録を行っていない旅客は、必要な登録の完了後に限り発売する。</p> <p>2 モバイル PASMO 及び Apple Pay の PASMO に通学定期乗車券の購入を希望する場合で、次の各号に該当するときは、当該通学定期乗車券の有効期間の開始日の 2 日前までに、サポートセンターに対して所定の申し込みを行い第 3 項に規定する方法により購入に必要な証明書類等を提出するものとする。</p> <p>(1) 新規購入の場合</p> <p>(2) 4 月 1 日以降に有効開始となるものを新年度の初回に購入する場合</p> <p>(3) 有効期間が年度末をまたがり、かつ 4 月 30 日を超えるものを購入する場合</p> <p>(4) 通学定期乗車券の有効区間、もしくは経路が変更となる場合</p> <p>3 前項による提出方法は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1) 購入申込書と通学証明書の本通、または通学定期乗車券購入兼用証明書の写しを併せて郵送する。</p> <p>(2) 電子ファイル化した通学証明書、または通学定期乗車券購入兼用証明書を送信する。</p> <p>4 第 1 項により購入したモバイル IC 定期乗車券の有効期間、有効区間、経由、ならびに発売額等、IC 定期乗車券の券面表示事項に該当するものは、モバイル PASMO 及び Apple Pay の PASMO の画</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(モバイル IC 定期乗車券等の発売)</p> <p>第 10 条 旅客がモバイル PASMO 及び Apple Pay の PASMO に定期乗車券の購入を希望する場合は、株式会社パスモが定める所定の操作を旅客が自ら行い、購入に必要な事項等を入力のうち、旅客営業規則等に定める定期乗車券を発売する。なお、会員規約の定めによる会員登録、および定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録を行っていない旅客は、必要な登録の完了後に限り発売する。</p> <p>2 モバイル PASMO 及び Apple Pay の PASMO に通学定期乗車券の購入を希望する場合で、次の各号に該当するときは、当該通学定期乗車券の有効期間の開始日の 2 日前までに、サポートセンターに対して所定の申し込みを行い第 3 項に規定する方法により購入に必要な証明書類等を提出するものとする。</p> <p>(1) 新規購入の場合</p> <p>(2) 4 月 1 日以降に有効開始となるものを新年度の初回に購入する場合</p> <p>(3) 有効期間が年度末をまたがり、かつ 4 月 30 日を超えるものを購入する場合</p> <p>(4) 通学定期乗車券の有効区間、もしくは経路が変更となる場合</p> <p>3 前項による提出方法は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1) 購入申込書と通学証明書の本通、または通学定期乗車券購入兼用証明書の写しを併せて郵送する。</p> <p>(2) 電子ファイル化した通学証明書、または通学定期乗車券購入兼用証明書を送信する。</p> <p>4 第 1 項により購入したモバイル IC 定期乗車券の有効期間、有効区間、経由、ならびに発売額等、IC 定期乗車券の券面表示事項に該当するものは、モバイル PASMO 及び Apple Pay の PASMO の画</p>

現行	改定（2024年4月1日）
<p>面及び会員メニューにより確認することができる。</p> <p>5 クレジットカードによる決済処理は、第5条第2項に定める旅客運送契約の成立時点を以って行われる。</p> <p>6 第1項および第2項による発売は、当社の駅を発駅とし、経路ならびに着駅が別に定めるIC鉄道事業者のICカード乗車券取扱区内である場合に限る。ただし、実習用通学定期乗車券の発売はしない。</p> <p>7 モバイルIC定期乗車券の有効期間開始前、または有効期間中に同一のモバイルIC乗車券に別の定期券情報を購入することはできない。ただし、当該定期乗車券を同一区間、経路にて継続購入する場合を除く。</p> <p>8 モバイルIC定期乗車券の発売は5時から23時45分までとする。</p> <p>9 モバイルPASMO及びApple PayのPASMOへ企画乗車券の発売は行わない。</p>	<p>面及び会員メニューにより確認することができる。</p> <p>5 クレジットカードによる決済処理は、第5条第2項に定める旅客運送契約の成立時点を以って行われる。</p> <p>6 第1項および第2項による発売は、当社の駅を発駅とし、経路ならびに着駅が別に定めるIC鉄道事業者のICカード乗車券取扱区内である場合に限る。ただし、実習用通学定期乗車券の発売はしない。</p> <p>7 モバイルIC定期乗車券の有効期間開始前、または有効期間中に同一のモバイルIC乗車券に別の定期券情報を購入することはできない。ただし、当該定期乗車券を同一区間、経路にて継続購入する場合を除く。</p> <p>8 モバイルIC定期乗車券の発売は5時から23時45分までとする。</p> <p>9 モバイルPASMO及びApple PayのPASMOへ企画乗車券の発売は行わない。</p> <p>10 第1項の規定にかかわらず、モバイルPASMO及びApple PayのPASMOに通学定期乗車券を購入する旅客は、保護者等のクレジットカードを定期旅客運賃の決済に使用することができる。このとき、決済に使用するクレジットカードに関する情報は、購入の都度、クレジットカードの名義人が入力するものとする。</p>
<p>（モバイルPASMO発行替え）</p> <p>第11条 PASMOカードからモバイルPASMOへの発行替えを行うときは、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後のPASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則に関する特約の定めによる。</p> <p>2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。</p> <p>(1) 無記名PASMO</p> <p>(2) ICバス事業者の持参人式定期券が付加された無記名PASMO</p> <p>(3) 定期乗車券の機能を、別に定めるIC事業者以外で付加したIC定期乗車券</p> <p>(4) 小児用PASMO、一体型PASMOおよび障がい者用PASMO</p>	<p>（モバイルPASMO発行替え）</p> <p>第11条 PASMOカードからモバイルPASMOへの発行替えを行うときは、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後のPASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則に関する特約の定めによる。</p> <p>2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。</p> <p>(1) 無記名PASMO</p> <p>(2) ICバス事業者の持参人式定期券が付加された無記名PASMO</p> <p>(3) 定期乗車券の機能を、別に定めるIC事業者以外で付加したIC定期乗車券</p> <p>(4) 小児用PASMO、一体型PASMOおよび障がい者用PASMO</p>

現行	改定（2024年4月1日）
<p>(5) 企画乗車券および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されている PASMO</p> <p>(6) その他、当社が特に認めたもの</p> <p>3 モバイル PASMO から PASMO カードへの発行替えはできない。また、複数のモバイル IC 乗車券相互間で、定期乗車券、SF 等を含むいかなる情報も移行させることはできない。</p> <p>（Apple Pay の PASMO の発行替え）</p> <p>第 11 条の 2 PASMO カードから Apple Pay の PASMO への発行替えを行うときは、PASMO 取扱規則に関する特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後の PASMO カードの取扱いは、PASMO 取扱規則に関する特約の定めによる。</p> <p>2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。</p> <p>(1) IC バス事業者の持参人 IC 定期乗車券が付加された無記名 PASMO</p> <p>(2) 定期乗車券の機能を、別に定める IC 事業者以外で付加した IC 定期乗車券</p> <p>(3) 小児用 PASMO、一体型 PASMO および障がい者用 PASMO</p> <p>(4) 企画乗車券および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されている PASMO</p> <p>(5) 有効なバス IC 一日乗車券の機能が付加されている PASMO</p> <p>(6) 第 5 条第 1 項の定めにより自動改札機等による改札を受けて駅に入場後、出場処理が完了していない PASMO</p> <p>(7) その他、当社が特に認めたもの</p> <p>3 Apple Pay の PASMO から PASMO カードへの発行替えはできない。また、複数のモバイル IC 乗車券相互間で、定期乗車券、SF 等を含むいかなる情報も移行させることはできない。</p> <p>（モバイル IC 定期乗車券の区間変更）</p> <p>第 12 条 モバイル IC 定期乗車券の区間変更を希望する場合は、株式会社パスモが定める所定の操作を会員自らがを行い、不要となった定期乗車券の払いもどし、および新たな定期乗車券の購入を同時に</p>	<p>(5) 企画乗車券および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されている PASMO</p> <p>(6) その他、当社が特に認めたもの</p> <p>3 モバイル PASMO から PASMO カードへの発行替えはできない。また、複数のモバイル IC 乗車券相互間で、定期乗車券、SF 等を含むいかなる情報も移行させることはできない。</p> <p>（Apple Pay の PASMO の発行替え）</p> <p>第 11 条の 2 PASMO カードから Apple Pay の PASMO への発行替えを行うときは、PASMO 取扱規則に関する特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後の PASMO カードの取扱いは、PASMO 取扱規則に関する特約の定めによる。</p> <p>2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。</p> <p>(1) IC バス事業者の持参人 IC 定期乗車券が付加された無記名 PASMO</p> <p>(2) 定期乗車券の機能を、別に定める IC 事業者以外で付加した IC 定期乗車券</p> <p>(3) 小児用 PASMO、一体型 PASMO および障がい者用 PASMO</p> <p>(4) 企画乗車券および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されている PASMO</p> <p>(5) 有効なバス IC 一日乗車券の機能が付加されている PASMO</p> <p>(6) 第 5 条第 1 項の定めにより自動改札機等による改札を受けて駅に入場後、出場処理が完了していない PASMO</p> <p>(7) その他、当社が特に認めたもの</p> <p>3 Apple Pay の PASMO から PASMO カードへの発行替えはできない。また、複数のモバイル IC 乗車券相互間で、定期乗車券、SF 等を含むいかなる情報も移行させることはできない。</p> <p>（モバイル IC 定期乗車券の区間変更）</p> <p>第 12 条 モバイル IC 定期乗車券の区間変更を希望する場合は、株式会社パスモが定める所定の操作を会員自らがを行い、不要となった定期乗車券の払いもどし、および新たな定期乗車券の購入を同時に</p>

現行	改定（2024年4月1日）
<p>請求した場合に限り取扱う。</p> <p>2 前項にかかわらず、新たに購入を希望する定期乗車券が、発駅が当社の駅以外の駅へ変更となる場合、別に定める事業者以外の区間のみである場合、またはICカード乗車券の取扱い区間外を含む場合等は、当社が別に定める方法により取り扱う。</p> <p>3 PASMO 取扱規則に関する特約の定めるところにより、定期券情報のある PASMO カードの情報をモバイル PASMO 及び Apple Pay の PASMO に発行替えを行ったのちに当該モバイル IC 定期乗車券の区間変更をする場合、会員規約の定めによる会員登録を行ったうえで取扱う。</p> <p>4 前各項による区間変更をしようとするときで、定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録がなされていない場合は、当該クレジットカードの登録後に限り取扱うものとする。</p> <p>5 前1項の取扱いは5時から23時45分までとする。</p> <p style="text-align: center;">（後略）</p>	<p>請求した場合に限り取扱う。</p> <p>2 前項にかかわらず、新たに購入を希望する定期乗車券が、発駅が当社の駅以外の駅へ変更となる場合、別に定める事業者以外の区間のみである場合、またはICカード乗車券の取扱い区間外を含む場合等は、当社が別に定める方法により取り扱う。</p> <p>3 PASMO 取扱規則に関する特約の定めるところにより、定期券情報のある PASMO カードの情報をモバイル PASMO 及び Apple Pay の PASMO に発行替えを行ったのちに当該モバイル IC 定期乗車券の区間変更をする場合、会員規約の定めによる会員登録を行ったうえで取扱う。</p> <p>4 前各項による区間変更をしようとするときで、定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録がなされていない場合は、当該クレジットカードの登録後に限り取扱うものとする。<b>ただし、第10条第10項の規定により決済する場合は、この限りではない。</b></p> <p>5 前1項の取扱いは5時から23時45分までとする。</p> <p style="text-align: center;">（後略）</p>